

新総代確定 地域と共にさらなる躍進

印旛沼土地改良区は、昭和二十八年六月十日設立され十五回目の改選となる任期満了に伴う総代選挙は、十一月十一日に立候補の届出を締め切った。

この結果、全選挙区とも定数に納まり、無投票により新たに七十一名の総代が確定した。(任期は四年間、平成二十一年十一月二十一日から平成二十五年十一月二十日まで) 新総代は、十二月九日に予定されている初の総代会において、執行機関である役員(理事二十名・監事四名)を選出し今後四年間の新体制が確立する。

新総代紹介

第一選挙区 (印西市)	小川 眞澄 (新) 小林 恒 (現) 船尾 武西 (新)
第二選挙区 (本埜村)	五十嵐 和夫 (新) 中根 好 (新) 荒野 竜腹寺 (新)
第三選挙区 (印旛村)	片野 光一 (現) 瀬戸 山田 (現) 山田 山田 (現)
第四選挙区 (栄町)	芝野 照敏 (元) 安食 安食 (新) 須賀 須賀 (新)
第五選挙区 (成田市)	小川 章 (現) 北須賀 船形 (新) 八代 船形 (新)
第六選挙区 (酒々井町・富里市)	竹尾 忠雄 (現) 柏木 本佐倉 (新) 上岩橋 上岩橋 (新)
第七選挙区 (佐倉市・四街道市)	田辺 幸男 (新) 土浮 山崎 (新) 飯田 飯田 (新)
第八選挙区 (千葉市・八街市)	山本 健史 (新) 宮内 岩富 (新) 飯塚 飯塚 (新)
第九選挙区 (八千代市)	花島 利美 (新) 萱田町 村上 (現) 米本 米本 (現)
第十選挙区 (船橋市・白井市)	武藤 英夫 (新) 船橋・小室町 船橋・小室町 (現) 白井・復 白井・復 (新)

役員選挙の日程

十二月二十二日に任期満了となる役員、選挙までの主な日程を次のとおり予定し、新たな総代による総代会で役員選挙が執行されます。

種別	公告	期日
立候補の届出期間	自 十二月 二日	至 十二月 三日
選挙期日	十二月 九日	臨時総代会にて

- 届出に必要な書類
- 立候補又は推薦届出書
 - 農業経営の実態証明書
 - 戸籍抄本
 - 履歴書及び公職歴一覧表
- (各届出用紙は改良区に有ります)

役員選挙規程

(役員)の被選挙権

第一条 次に掲げる者は、役員(の被選挙権)を有しない。

- (一) 組合員でない者
- (二) 法人
- (三) 年令二十五歳未満の者
- (四) 成年被後見人又は被保佐人
- (五) 破産者で、復権のできない者
- (六) 禁以上の刑に処せられた者で、その執行を終るまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(役員)の選挙

第二条 各被選挙区につき区域に所属する組合員のうちから選挙する。

2 前項の規定による被選挙区及びその区域から選挙すべき役員(の定数は、次のとおりとする。(下記表)

(選挙)の時期

第四条 役員(の任期満了)による総選挙はその任期満了の前六十日から十日までに

(投票)

第十三条 投票は選挙の当日、総代自ら総代名簿との対照を経て投票用紙に理事又

役員(の被選挙区)及び定数

(理事二十名・監事四名)

被選挙区	定数	
	理事	監事
第一区 印西市	1	
第二区 本埜村	3	
第三区 印旛村	3	2
第四区 栄町	2	
第五区 成田市	2	
第六区 酒々井町 富里市	1	
第七区 四街道市 佐倉市	5	2
第八区 八千代市 船橋市	1	
第九区 白井市	2	

は、監事の候補者の氏名を記載しこれを投票箱に入れて行わなければならない。(候補者の立候補等の届け出)

第十六条 組合員でなければ役員に立候補し、又は役員(の候補者)を推せんすることができない。

2 役員に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から選挙の期日の三日前までの間にその旨を書面での土地改良区に届け出なければならない。

3 役員(の候補者)を推せんするには、組合員五名以上が本人の承諾を得て、前項の期間内にその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

(立候補)の制限

第十七条 所属する被選挙区からでなければ、役員に立候補し又は役員(の候補者)に推薦されることができない。

(無投票)当選

第二十条 理事若しくは監事の候補者の数が、その選挙において選挙すべき理事、又は監事の数をこえなくなったときは投票を行わない。

以上 抜粋